

新型コロナウイルス感染症の影響による減免に関するQ&A

Q 「重篤な傷病」とは。

A 1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいう。

Q 「主たる生計維持者」とは。

A 基本的に世帯主となります。ただし、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合は、その者を主たる生計維持者とすることも出来ます。

Q 令和2年中に事業収入等がない者は減免の対象とならないのか。

A 令和2年中に事業収入等がない時点で対象となりません。

Q 減少が見込まれる事業収入等はあるが、減少が見込まれる事業収入等の令和2年の所得が0円の場合は、減免の対象となるのか。

A 令和2年中の収入があり、令和3年中の収入見込みが10分の3以上減少している場合は減免の要件にはあてはまるが、減少する事業収入等の前年の所得が0円の場合には、減免の対象額が0円となり、減免対象外と同じ扱いとなります。

Q 国・県・市などから支給される各種給付金（持続化給付金等）については、事業収入等の金額に含めるのか。

A 国・県・市から支給される各種給付金は事業収入等の計算に含めません。

Q 令和3年中の収入が確定した時に減免の要件を満たしていなかった場合、減免は取り消されてしまうのか。

A 減免決定後に改めて確認することはありません。事業収入等の減少については、迅速な支援の観点から「見込み」で判断することとなるため、見込収入額については、申請時の状況に応じて各申請者の判断により記入してください。